

9 65歳超雇用推進助成金

(3) 高年齢者無期雇用転換コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第104条の規定に基づく65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

| | |
|----------------------|----------------------|
| 0100 趣旨 | 0700 支給申請 |
| 0101 趣旨 | 0701 支給申請書の提出 |
| 0200 定義 | 0702 支給申請書の受理 |
| 0201 定年年齢 | 0800 支給要件の確認 |
| 0202 有期契約労働者 | 0801 中小企業事業主であることの確認 |
| 0203 派遣労働者 | 0802 各勧告を受けていないことの確認 |
| 0204 無期雇用労働者 | 0900 支給決定 |
| 0205 高年齢者雇用等推進者 | 0901 支給決定に係る事務処理 |
| 0300 支給要件 | 0902 経理 |
| 0301 支給対象事業主 | 1000 不正受給 |
| 0302 対象労働者 | 1001 公表 |
| 0303 一部法人に対する不支給 | 1100 返還 |
| 0304 併給調整 | 1101 返還 |
| 0400 支給額 | 1200 委任 |
| 0401 支給額 | 1201 機構理事長への委任 |
| 0500 計画申請 | 1300 附則 |
| 0501 計画書の提出 | 1301 施行期日 |
| 0502 計画書の受理 | 1302 経過措置 |
| 0503 計画書の変更 | |
| 0600 計画書の確認 | |
| 0601 無期雇用転換計画の内容の確認 | |
| 0602 各勧告を受けていないことの確認 | |
| 0603 計画書認定の通知 | |

0100 趣旨

0101 趣旨

65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）（以下「助成金」という。）は、高年齢者の雇用の推進を図るため、50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成を行うものである。

0200 定義

0201 定年年齢

同種の業務に従事する期間の定めのない労働契約を締結する労働者に適用される定年年齢（65歳以上である場合にあっては、65歳。）をいう。

0202 有期契約労働者

期間の定めのある労働契約を締結する労働者の中、0203の派遣労働者以外のものをいう。

0203 派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条に規定する派遣労働者をいう。

0204 無期雇用労働者

期間の定めのない労働契約を締結する労働者の中、0203の派遣労働者以外のものをいう。

0205 高年齢者雇用等推進者

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。）第11条及び高齢法施行規則第5条に規定する高年齢者雇用等推進者をいう。事業主は、高齢法第9条第1項に規定する高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）等を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当している者として、必要な知識及び経験を有している者の中から高年齢者雇用等推進者を選任するよう努めなければならないとされている。

0300 支給要件

0301 支給対象事業主

助成金は次のイからヌまでのいずれにも該当する事業主に対して国の予算の範囲内で支給するものとする。

- イ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「機構理事長」という。）に対して、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する計画（その実施期間が2年から3年までのものに限る。）（以下「無期雇用転換計画」という。）を記載した無期雇用転換計画書を提出し、無期雇用転換計画認定通知書の交付を受けている事業主であること。
- ロ 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度（実施時期が明示されているもの、かつ有期契約労働者として締結された契約に係る期間が通算（支給対象事業主との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と次の有期労働契約の初日との間に、これらの契約期間のいずれにも含まれない空白期間が6月以上ある（通算対象の契約期間が1年未満の場合は、その2分の1以上の空白期間がある）場合は、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は通算しない。以下同じ。）5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限る。）を

労働協約又は就業規則その他これに準ずるもの（当該事業所において周知されているものに限る。以下同じ。）に規定している事業主であること。

- ハ ロの制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用転換計画期間内に無期雇用労働者に転換し、当該制度の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- ニ ハにより転換された労働者を転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換日以後6か月（勤務をした日数が11日未満の月は除く。）分の賃金（時間外手当等を含む。以下同じ。）を転換日以後12か月後の賃金支払日までに支給した事業主であること（賃金については、転換日以後6ヶ月分（勤務をした日数が11日未満の月は除く。）の賃金であること。）。
- ホ 支給申請日において当該制度を継続して運用している事業主であること。
- ヘ 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った適用事業所において、雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）を解雇（天災その他やむ得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く。以下同じ。）等事業主の都合により離職させた事業主以外の者であること。
- ト 当該転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った適用事業所において、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aに区分される離職理由により離職した者として同法第13条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における当該転換を行った日における雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている（特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が3人以下である場合を除く。）事業主以外の者であること。
- チ 無期雇用労働者に転換した日から支給申請日の前日において、当該労働者を雇用保険被保険者として適用させている事業主であること。
- リ 無期雇用転換計画書提出日の前日において、高年齢者雇用等推進者の選任に加え、以下の(イ)から(ト)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること。
- (イ) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
高年齢者の有する知識、経験等を活用できるようにするための効果的な職業訓練としての、業務の遂行の過程外における教育訓練の実施又は教育訓練の受講機会の確保
- (ロ) 作業施設・方法の改善
身体的機能や体力等が低下した高年齢者の職業能力の発揮を可能とするための作業補助具の導入を含めた機械設備の改善、作業の平易化等作業方法の改善、照明その他の作業環境の改善及び福利厚生施設の導入・改善
- (ハ) 健康管理、安全衛生の配慮
身体的機能や体力等の低下した高年齢者の職場の安全性の確保、事故防止への配慮及び健康状態を踏まえた適正な配置
- (ニ) 職域の拡大
身体的機能の低下等の影響が少なく、高年齢者の能力、知識、経験等が十分に活用できる職域を拡大するための企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計等の実施

(ホ) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進

高年齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進のための職業能力を評価する仕組みや資格制度、専門職制度等の整備

(ヘ) 賃金体系の見直し

高年齢者の雇用の機会を確保するための能力、職務等の要素を重視する賃金制度の整備

(ト) 勤務時間制度の弾力化

高齢期における就業希望の多様化や体力の個人差に対応するための短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制、ワークシェアリング等を活用した勤務時間制度の弾力化

ヌ 労働協約又は就業規則において、高齢法第8条又は第9条第1項の規定と異なる定めをしていない事業主であること。

なお、当該要件については、0501イ(ロ)及び0701イ(イ)における労働協約又は就業規則により確認できること。

また、雇用確保措置を講じていないことにより、高齢法第10条第2項に基づき、雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けていない事業主及び高齢法第10条の2第4項に規定する高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」という。）を適切に講じていなうことにより、高齢法第10条の3第2項に基づき、当該就業確保措置の是正に向けた計画作成勧告を受けていない事業主であること（勧告を受け、0501の計画申請日又は0701の支給申請日の前日までにその是正を図った者を含む。）。

0302 対象労働者

次のイからヘまでのいずれにも該当する労働者であること。

イ 有期契約労働者として支給対象事業主に雇用される期間が、転換日において通算して6か月以上で50歳以上かつ定年年齢未満であり、無期雇用転換後に65歳（同種の業務に従事する期間の定めのない労働契約を締結する労働者に適用される定年年齢が65歳を超える場合においては当該年齢）以上まで雇用される見込みがある者。

ロ 転換日において、64歳以上の者でないこと。

ハ 労働契約法第18条に基づき、労働者からの申込により無期雇用労働者に転換した者でないこと。

ニ 無期雇用労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者でないこと。

ホ 当該転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において無期雇用労働者として雇用されたことがない者。

ヘ 無期雇用労働者に転換した日から支給申請日の前日において、当該事業主の事業所の雇用保険被保険者であること。

0303 一部法人に対する不支給

特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（その資本金の全部又は大部分が国からの出資（特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第98条に規定する雇用勘定（以下「雇用勘定」という。）から支給されるものに限る。）による法人、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金（雇用勘定から支給されるものに限る。）又は補助金（雇用勘定から支給されるものに限る。）によって得ている法人に限る。）に対しては、助成金は支給しない。

0304 併給調整

本助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、他の国又は地方公共団体等の補助金等の支給を受けた場合は、当該支給事由によっては、助成金は支給しないものとする。

0400 支給額

0401 支給額

0302に該当する者1人につき30万円（中小企業以外の事業主にあっては23万円）を支給する。

なお、支給申請年度における対象労働者の合計人数は、転換日を基準として、1適用事業所当たり10人までとする。

0500 計画申請

0501 計画書の提出

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は共通要領0402のイにかかわらず、無期雇用転換計画書に、次の(イ)から(ト)までの書類を添付し、無期雇用転換計画の開始日の6か月前の日から3か月前の日（ただし、当該日が機構の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に当たる場合は、翌開庁日）までに、当該事業主の主たる事業所又は当該転換の実施に係る事業所の所在する都道府県を業務担当区域とする機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪においては高齢・障害者窓口サービス課。以下「支部高齢・障害者業務課等」という。）を経由して機構理事長に提出しなければならない。

- (イ) 事業内容を示す定款、登記事項証明書（写）、会社概要等の書類
 - (ロ) 無期雇用転換計画書提出日の前日における定年及び継続雇用制度が確認できる労働協約（写）又は労働基準監督署に届け出た就業規則（写）（雇用確保措置について基準該当者を対象とする継続雇用制度（平成25年4月1日以降については高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「改正法」という）に規定する経過措置に基づくものに限る）により講じている期間がある場合は、当該期間において有効な当該基準を定めた全ての労使協定書（写）を含む。）
 - (ハ) 無期雇用転換計画書提出日の前日における無期転換制度が確認できる労働協約（写）又は労働基準監督署に届け出た就業規則（写）その他これに準ずるもの
 - (ニ) 0301リに掲げる措置を現に講じていることが確認できる書類
 - (ホ) 雇用保険適用事業所設置届事業主控又は雇用保険事業主事業所各種変更届事業主控のうち最も新しいもの（写）
 - (ヘ) 雇用保険適用事業所等一覧表
 - (ト) 共通要領0501の「支給要件確認申立書」（共通要領様式第1号）
- ロ 事業主は、上記の添付書類以外の書類であって、計画の認定・不認定の決定に係る審査に機構理事長が必要と認める書類等を、機構理事長又は機構の都道府県支部長（以下「支部長」という。）の求めに応じ提出又は提示しなければならない。
- ハ 事業主は、上記イからロに基づいて提出又は提示した書類等の写しを、0301のイにおける無期雇用転換計画の実施期間終了年月日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

0502 計画書の受理

イ 支部長は、無期雇用転換計画書及び添付書類が提出されたときは、以下の事項について確認を行った上で当該計画書を受理する。

- (イ) 計画提出期間内に提出されていること
 - (ロ) 所要の事項が記載されていること
 - (ハ) 所要の添付書類が添付されていること
- ロ 記載事項及び添付書類に不備があった場合、支部長は相当の期間を定めて事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、支部長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに補正を行わない場合、0601の要件を満たさないものとし、当該計画は不認定とする。
- ただし、当該期間は計画提出期間の末日の翌日以降に設定しなければならない。

0503 計画書の変更

- イ 無期雇用転換計画書の認定を受けた事業主が、無期雇用転換計画書に記載した事項を変更するときは、無期雇用転換計画書（変更）（以下「計画書（変更）」という。）に変更箇所のみを記入の上、天災その他やむを得ない理由がある場合を除き、変更後、速やかに支部高齢・障害者業務課等を経由して機構理事長に提出しなければならない。
- ロ 支部長は、計画書（変更）及び添付書類が提出されたときは、以下の事項について確認を行った上で当該計画書（変更）を受理する。
- (イ) 無期雇用転換計画書の認定決定日から計画期間終了日の間に提出されていること
 - (ロ) 所要の事項が記載されていること
 - (ハ) 所要の添付書類が添付されていること
- ハ 記載事項及び添付書類に不備があった場合、支部長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、支部長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。
- なお、事業主が期限までに補正を行わない場合、当該計画を差し戻す。
- ニ 事業主は、上記イ及びハに基づいて提出又は提示した書類等の写しを、計画書（変更）の実施期間終了年月日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

0600 計画書の確認

0601 無期雇用転換計画の内容の確認

無期雇用転換計画書に、0301のロ、リ及びヌ（各勧告は除く）が確認できる内容が記載されていること。

0602 各勧告を受けていないことの確認

計画申請を行った事業主について、0501の計画申請日の前日までに高齢法に基づき「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」及び「高年齢者就業確保措置の実施に関する計画作成勧告書」が発出されていないか確認する。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象事業主の要件を満たさないため、計画は不認定となる。

0603 計画書認定の通知

- イ 機構理事長は、受理した無期雇用転換計画書及び添付書類の内容を審査し、0601及び0602の基準を満たすと考えられる場合に認定の決定を行い、それ以外の場合は不認定の決定を行う。
- ロ 機構理事長は、イの認定を決定したときは、無期雇用転換計画認定通知書により、当該計画申請を行った事業主に通知する。
- ハ 機構理事長は、イの不認定を決定したときは、不認定の理由を記入の上、無期雇用転換計画

不認定通知書により、当該計画申請を行った事業主に通知する。

0700 支給申請

0701 支給申請書の提出

イ 助成金の支給を受けようとする事業主は、共通要領0402イ及びロの規定にかかわらず、65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）支給申請書(以下「支給申請書」という。)に、次の(イ)から(リ)までの書類を添付し、対象労働者に対して転換日以後6か月分（勤務をした日数が11日未満の月は除く。以下0701において同じ。）の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、支部高齢・障害者業務課等を経由して機構理事長に提出しなければならない。

- (イ) 無期雇用転換計画書提出日から支給申請日の前日までの期間における定年及び継続雇用制度が確認できる労働協約（写）又は労働基準監督署に届け出た就業規則（写）
 - (ロ) 無期雇用転換計画書提出日（2回目以降の支給申請時は前回支給申請日）から支給申請日の前日までの期間における無期転換制度が確認できる労働協約（写）又は労働基準監督署に届け出た就業規則（写）その他これに準ずるもの
 - (ハ) 対象労働者の転換前及び転換後の労働条件通知書等
 - (ニ) 65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）対象労働者雇用状況等申立書
 - (ホ) 対象労働者の賃金台帳等（対象労働者について、転換日以後6か月分（転換日以後に1か月に勤務した日数が11日以上となる月が6か月に達するまでの全ての月の賃金に係る分））
 - (ヘ) 対象労働者の出勤簿又はタイムカード等出勤状況が確認できる書類（対象労働者について、転換日以後6か月分（(ホ)の提出期間に相当する期間に係る分））
 - (ト) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）等、対象労働者の雇用保険の資格取得状況が確認できる書類
 - (チ) 雇用保険適用事業所等一覧表
 - (リ) 預金通帳（写）等、助成金の振込先口座の確認ができる書類
- ロ 事業主は、上記の添付書類以外の書類であって、支給・不支給の決定に係る審査に機構理事長が必要と認める書類等を、機構理事長又は支部長の求めに応じ提出又は提示しなければならない。
- ハ 当該支給申請時において、各計画年度（無期雇用転換計画開始日を基準日とし、基準日から起算して1年を経過するまでの期間を1年度とする。計画2年度以降も同様の期間とする。）中に、事業主都合により50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者に対して1度も転換制度を実施していなかった場合は、無期雇用転換計画書は失効となり、当該申請に係る支給はしない。
- ニ 事業主は、上記イ又はロに基づいて提出又は提示した書類等の写しを、支給決定日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

0702 支給申請書の受理

イ 支部長は、支給申請書及び添付書類が提出されたときは、以下の事項について確認を行った上で当該支給申請書を受理する。

- (イ) 支給申請期間内に提出されていること

- (ロ) 所要の事項が記載されていること
 - (ハ) 所要の添付書類が添付されていること
- ロ イ(ロ)又はイ(ハ)の事項について不備があった場合、支部長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、支部長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに補正を行わない場合、共通要領0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該支給申請に係る助成金は支給しない。
- ただし、当該期限は支給申請期間末日の翌日以降に設定しなければならない。

0800 支給要件の確認

0801 中小企業事業主であることの確認

機構理事長は、支給申請日の前日において、助成金の支給を受けようとする事業主が中小企業事業主に該当するかの判定を行う。

0802 各勧告を受けていないことの確認

支給申請を行った事業主について、0701の支給申請日の前日までに高齢法に基づき「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」及び「高年齢者就業確保措置の実施に関する計画作成勧告書」が発出されていないか確認する。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

0900 支給決定

0901 支給決定に係る事務処理

機構理事長は、支給決定又は不支給決定を行ったときは、事業主に対して、支給又は不支給決定通知書により通知する。また、65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）支給台帳に所要事項を記載するとともに、当該支給申請書その他の関係書類を保管する。

0902 経理

助成金の経理については、高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金交付要綱によるものとする。

1000 不正受給

1001 公表

助成金の不正受給を行った事業主の公表については、共通要領0705の規定により機構理事長が定める。

1100 返還

1101 返還

助成金の返還金等の債権の発生通知及び調査確認等の事務については、本要領による他、共通要領0801の規定により機構理事長が定める。

1200 委任

1201 機構理事長への委任

本支給要領に定めるもののほか、助成金の実施に際し必要な事項は、機構理事長が定める。

1300 附則

1301 施行期日

- イ 本要領は、平成29年4月1日から施行する。
- ロ 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業

の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。

- ハ 平成31年3月29日付け職発0329第2号、雇均発0329第6号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年4月1日から施行する。
- ニ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。
- ホ 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。
- ヘ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。
- ト 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。
- チ 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- リ 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第7号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- ヌ 令和7年4月1日付け職発0401第6号、雇均発0401第34号、開発0401第7号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和7年4月1日から施行する。

1302 経過措置

イ 平成30年4月1日より前に、無期雇用転換計画書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ロ 平成31年4月1日より前に、無期雇用転換計画書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ハ 令和3年4月1日施行に係る経過措置

令和3年4月1日より前に、無期雇用転換計画書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ニ 令和4年4月1日施行に係る経過措置

令和4年4月1日より前に、無期雇用転換計画書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ただし、0501イの無期雇用転換計画書の提出期限に係る取扱いについては、令和4年10月1日以降に計画期間が開始される無期雇用転換計画書より適用するものとし、令和4年9月30日までに計画期間が開始される無期雇用転換計画書については、なお従前の例による。

ホ 令和5年4月1日施行に係る経過措置

令和5年4月1日より前に、無期雇用転換計画書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、なお従前の例による。

ヘ 令和6年4月1日施行に係る経過措置

令和6年4月1日より前に、無期雇用転換計画書及び添付書類を機構理事長に提出した事業主に対する助成金の支給については、0503及び0603を除き、なお従前の例による。

ト 令和7年4月1日施行に係る経過措置

令和7年4月1日より前に、無期雇用転換計画書及び添付書類を機構理事長に提出した事業

主に対する助成金の支給については、0503 及び 0701 を除き、なお従前の例による。